

事 務 連 絡
令和4年4月15日

各区市町村危機管理主管課長 殿

政策企画局政策部地方連携推進担当課長

「1都3県共同メッセージ」の周知について（依頼）

平素より、都の取組に御協力いただき、感謝申し上げます。

この間、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県の一都三県では、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向け、国への共同要望や共同メッセージの発出など、連携した取組を進めております。

このたび、4月14日（木）に新たな共同メッセージをとりまとめましたので、お知らせいたします。

つきましては、貴区市町村においても、感染拡大防止に向けて、本メッセージをご活用いただき、住民等への広報展開にご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 メッセージの内容及び媒体

(1) 1都3県共同メッセージ【横】（別添）

(2) 1都3県共同メッセージ【縦】（別添）

※掲出場所に応じて、ご活用ください。

※(1)は政策企画局HPにも掲出しております。

<https://www.seisakukikaku.metro.tokyo.lg.jp/collaboration/covid19.html#nav1>

※(1)の動画版もご用意しております。データを直接お送りすることも可能ですので、必要な場合は、下記担当までお問い合わせください。

2 周知期間

本日から当面の間（概ね1カ月程度）

【担当】

東京都政策企画局政策部渉外課

池川、徳永

内線：21-217

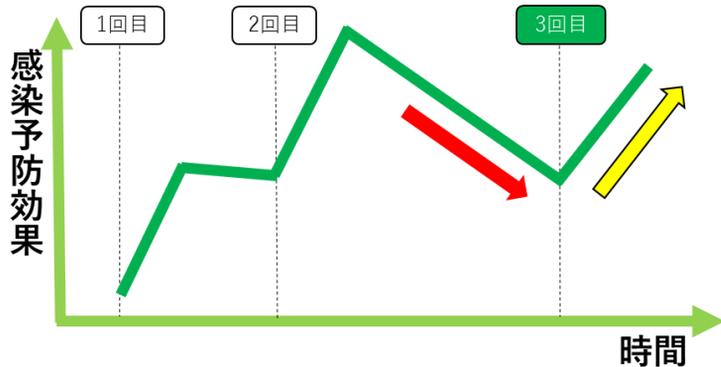
引き続き基本的対策の徹底を



若い方も3回目のワクチン接種を

- ◇ 20代以下が **新規感染者の中心**
- ◇ 20代以下の **ワクチン接種率は低い**

ワクチンの効果イメージ



**3回目接種で
再び効果向上**

ワクチンは「**自分も**」「**大切な人も**」守ります



埼玉県



千葉県



東京都



神奈川県

【手洗い場の設置等支援事業】 区市町村支援事業概要について

1 手洗い場の新設及び改修工事

【事業概要】

- (1) 区市町村が設置する多くの方が利用する公共施設における手洗い場の新規設置
- (2) 既存手洗い場のタッチレス化（自動水栓）への対応に伴う改修工事

【補助対象経費】

設計、改修工事費、その他都が必要と認める取組の実施に係る費用

【補助上限額、補助率】

- (1) 補助上限額： 1 区市町村につき 300万円 補助率：10/10
- (2) 補助上限額： 1 区市町村につき 150万円 補助率：10/10

2 可動式手洗いスタンドの整備

【事業概要】

区市町村が設置する多くの方が利用する公共施設に水道接続不要で移動が可能な手洗いスタンドの整備

【補助対象経費】

備品購入費、消耗品費、その他都が必要と認める取組の実施に係る費用

【補助上限額、補助率】

補助上限額： 1 区市町村につき 200万円 補助率：10/10

手洗いの設置等支援事業 Q & A

<事業全体について>

Q. 工期が複数年にわたる工事でも補助対象となるか。

A. 本補助事業は単年度の事業であるため、令和4年度に整備可能な設計費及び工事を想定しています。

撤去のみ実施する場合は補助対象外です。整備完了部分の履行確認（検査）を当該年度中に実施し、当該年度予算で支出するならば、撤去費及び整備完了箇所が補助対象となります。

Q. 協議書提出後には、どのような内容を確認されるのか。

A. 以下の内容を想定しています。

- ・事業概要とスケジュールの確認
- ・内訳書での補助対象物の確認と、図面との照合
- ・協議額の積算根拠の確認 等

※協議書提出後に、追加の資料や事業内容に変更があった場合には、事前にご送付ください。

Q. 学校や保育所などの特定多数の人が利用する施設は対象となるか。

A. なりません。不特定かつ多数の人が利用する都内の施設、設備を対象としています。なお、不特定かつ多数の人が利用する施設内にある特定多数の人が利用する設備については、補助対象外です。（職員用のトイレの手洗い場等）

※具体的な対象施設としては、庁舎、公民館・集会所、図書館、文化施設、ホール、公園、公衆トイレなど多くの方が利用する公共施設等を想定しております。

Q. 行う工事が、本補助事業以外の補助対象であっても、本補助事業に申請してよいのか。

A. 他の補助事業で対象となる場合には、本補助事業に申請することはできません。

Q. 協議を進めていく中で、補助額の増減ができるのか。

A. 補助額の増額（減額）が想定される場合は、別途個別にご相談ください。なお、内示・交付申請後に減額の変更があった場合には、実績報告時に修正して報告してください。

<手洗いの新設及び改修工事>

Q. 令和4年度は整備を行わず、設計のみを行うことを想定しているが、補助の対象となるか。

A. なりません。令和4年度に整備することを前提とした設計・工事費等を対象としています。

なお、令和4年度に整備が完了するのであれば、撤去費用も補助対象にすることが可能です。

Q. 既存の手洗い場に増設する場合などは対象となるのか。

A. 手洗い場の増設と、それに付随する工事が対象になります。

対象部分と対象外部分が明確に分けられない項目（共通費等）がある場合は、直接工事費の金額や、該当部分の面積等で按分し、切り分けてください。その際には、切り分けた計算過程が分かるような根拠資料をご用意ください。

Q. 手洗い場の新設及び増設する場合はどのような整備が対象となるのか。

A. 以下の整備等が対象になります。

対象となる整備（例）

- ・新設及び増設に伴い必要となる洗面ボウル、自動水栓、止水栓、排水金具、フロントパネル、石鹸入れ、LED照明付鏡等
- ・新設及び増設に伴い必要な建屋の建築工事等
- ・バリアフリー設備の設置
- ・増設に伴い必要となる給排水設備や電気設備改修
- ・上記にかかる消費税

対象外となる整備（例）

- ・工事に付随するクリーニング費用

Q. 建屋を改築して既存手洗い場のタッチレス化（自動水栓）する場合、建屋の工事費についても対象になるか。

A. 建屋を壊さなければタッチレス化できない等、タッチレス化に付随する工事に限ります。

Q. 補助要綱に「バリアフリー対応」とあるが具体的にどのような整備を想定しているのか。

A. 以下のような整備が想定されます。

- ・車いす対応洗面ボウル
- ・案内の表示（音声案内、点字ブロック等）
- ・車いすスペース確保のための既存手洗い場の移設

<可動式手洗いスタンドの整備>

Q. 可動式手洗いスタンドとはどのようなものを想定しているのか。

A. 水道接続不要で移動が可能な手洗いスタンドを想定しています。なお、再生利用可能な水循環型や水の再生利用不可の使い捨てタイプのもがあります。

Q. 手洗いスタンドの整備にあたり消耗品についても対象となるのか。

A. 再生利用可能な水循環型の場合、初期整備に必要なフィルター、電源ケーブル等については対象となります。

Q. 手洗いスタンドの整備にあたり保守費用は対象となるのか。

A. 対象になりません。補助手洗いスタンドの整備の初期整備に必要な経費が補助対象となるため、設置後に必要な保守等は区市町村において適切な維持管理を行っていただきます。

**令和4年度 手洗い場の設置等支援事業
実施スケジュール（予定）**

R04	4月	（実施要綱及び補助要綱等通知）
	5月	協議書提出期限
	6月	
	7月	
	8月	内示
	9月	
	10月	
	11月	
	12月	交付申請書提出依頼
R05	1月	交付申請書提出期限
	2月	交付決定・実績報告書提出依頼
	3月	実績報告書提出
	4月	（上旬）補助金の確定 （下旬）補助金の支出
	5月	